

外国企業常駐代表機構税収管理暫定弁法

国家税務総局

国税発[2010]18 号

2010 年 2 月 20 日 発 布 2010 年 1 月 1 日 施 行

各省、自治区、直轄市および計画単列市の国家税務局、地方税務局：

外国企業常駐代表機構の税収管理を規範化するため、税務総局は『外国企業常駐代表機構税収管理暫定弁法』を制定した。ここに発布するので遵守して執行されたい。執行中に気づいた問題は、速やかに税務総局(国際税務司)へフィードバックのこと。

外国企業常駐代表機構税収管理暫定弁法

第一条 外国企業常駐代表機構の税収管理を規範化するため、『中華人民共和国税収徴収管理法』(以下、税収徴収管理法と略称)およびその実施細則、『中華人民共和国企業所得税法』およびその実施条例、『中華人民共和国營業稅暫定條例』およびその実施細則、ならびに関連する税収の法律法規にもとづいて、本弁法を制定する。

第二条 本弁法でいう外国企業常駐代表機構とは、國務院の關係する規定に照らして、工商行政管理部门で登記し、或いは關係部門の認可を経て、中国国内において設立した外国企業(香港、マカオ、台灣企業を含む)およびその他組織の常駐代表機構(以下、代表機構と略称)を指す。

第三条 代表機構は、それに歸属する所得については法に依って企業所得税を申告納税し、その課税収入については法に依って營業稅および増値稅を申告納税しなければならない。

第四条 代表機構は、工商登記証書(或いは關係部門の認可)を受領した日より 30 日以内に、以下の書類を持参して、その所在地の主管税務機關で税務登記を申請しなければならない。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

- (一) 工商營業許可証副本および主管部門の認可書類の原本およびコピー
- (二) 組織機構のコード番号証副本の原本およびコピー
- (三) 登録住所および経営住所証明(財産所有権証、賃貸合意)の原本およびそのコピー
自社保有の不動産である場合は、財産所有権証或いは売買契約などの合法的な財産所有権証明の原本およびそのコピーを提出しなければならない。
賃貸の場所である場合は、賃貸合意の原本およびそのコピーを提出しなければならない。
賃貸者が自然人である場合は、財産所有権証の原本およびコピーも提出しなければならない。
- (四) 首席代表(責任者)のパスポート或いはその他の合法的な身分証明の原本およびコピー
- (五) 外国企業の代表機構設立に関連する決議文書および中国国内において設立するその他代表機構のリスト(名称、住所、連絡先、首席代表の氏名などを含む)
- (六) 税務機関が提出を要求するその他の書類

第五条 代表機構の政務登記内容に変更が生じた場合、或いは駐在期間満了、業務活動の期限前終了の場合は、税収徴収管理法および関連する規定に照らして、主管税務機関へ変更登記或いは抹消登記の手続を申請しなければならない。代表機構は、抹消登記手続の前に、その清算所得について主管税務機関へ申告し、かつ法に依って企業所得税を納付しなければならない。

第六条 代表機構は、関係する法律、行政法規および国务院の財政、税務主管部門の規定に照らして帳簿を設置しなければならない、合法で有効な証憑にもとづいて記帳し、計算を行い、かつ実際に履行した機能および引き受けたリスクの配分比率の原則に照らして、その課税収入および課税所得額を正確に計算し、四半期終了の日より15日以内に、主管税務機関へ企業所得税、営業税を事実にもとづいて申告納税し、かつ『中華人民共和国増値税暫定条例』およびその実施細則で規定する納税期限に照らして、主管税務機関へ事実にもとづいて増値税を申告納税しなければならない。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

第七条 帳簿が整っていない、収入或いは原価費用を正確に計算することができない、および本弁法第六条の規定に照らして事実どおりに申告するすべがない代表機構に対しては、税務機関は以下の2種に方式を採用してその課税所得額を査定する権限を有する。

(一) 経費支出にもとづいて収入を換算: 経費支出を正確に反映することはできないが、収入或いは原価費用を正確に反映することができない代表機構に適用する。

1. 計算公式

収入額 = 当期経費支出額 ÷ (1 - 査定利益率 - 営業税税率)

課税企業所得税額 = 収入額 × 査定利益率 × 企業所得税税率

2. 代表機構の経費支出額には次のものが含まれる: 中国国内外において従業員へ支払う賃金給与、賞与、手当、福利費、物品購入費(自動車、事務用設備など固定資産を含む)、通信費、出張旅費、家賃、設備リース料、交通費、交際費、その他費用など。

- (1) 固定資産購入で発生する支出、および代表機構設立時或いは引越しなどの原因で発生する内装費支出は、発生時に一括で経費支出額として収に換算して税金を計算する。
- (2) 利息収入は経費支出額と相殺してはならない。発生した交際費は、実際発生額を経費支出額へ計上する。
- (3) 貨幣の形式で我が国国内の公益、救済の性格で用いた募金、滞納金、罰金、およびその本部機構のために立て替えた、代表機構自身の業務活動に属せずに発生した費用は、代表機構の経費支出額とすべきではない。
- (4) その他費用には次のものが含まれる: 本部機構のために中国国内からサンプルを購入するのに支払ったサンプル費用および輸送費用、国外のサンプルを中国へ輸送するのに発生した中国国内の倉庫費用や通関費用、本部機構人員の訪中時に雇用した通訳の費



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

用、本部機構が中国のあるプロジェクトに入札するために代表機構が支払った入札案内購入の費用など。

(二) 収入総額にもとづいて課税所得税を査定: 収入を正確に反映できるが、原価費用を正確に反映することができない代表機構に適用する。

計算公式は:

課税企業所得税額 = 収入総額 × 査定利益率 × 企業所得税税率

第八条 代表機構の査定利益率は 15%を下回ってはならない。査定徴収方式を採用する代表機構が、健全な会計帳簿を確立し、その課税収入および課税所得税額を正確に計算することができる場合、主管税務機関へ届出れば、事実にもとづいた申告方式に調整することができる。

第九条 代表機構に増値税、営業税の課税行為が生じた場合、増値税および営業税の関連する法規に照らして納税額を計算し、納税しなければならない。

第十条 代表機構が税收協定優遇の享受が必要な場合、税收協定および『国家税務総局の「非居民税收協定待遇享受管理弁法(試行)」発布に関する通知』(国税発[2009]124号)の関係する規定に照らして処理し、かつ本弁法第六条で規定する期限に照らして納税申告を処理しなければならない。

第十一条 本弁法は2010年1月1日より施行する。現有の規定が本弁法と抵触する場合、本弁法を基準とする。『国家税務総局の外国企業常駐代表機構税收徴収管理強化の関連問題に関する通知』(国税発[1996]165号)、『国家税務総局の外国企業常駐代表機構の税收管理関連問題に関する通知』(国税発[2003]28号)および『国家税務総局の外国政府などが我が国において設立する代表機構の免税審査認可手続の関連問題に関する通知』(国税函[2008]945号)は廃止する。各地は、代表機構の企業所得税の免税申請は今後受理せず、かつ本弁法の規定に照らして免税を認可済みの代表機構に対して整理を行う。

第十二条 各省、自治区、直轄市および計画単列市の国家税務局および地方税務局は、本弁法の規定にもとづいて具体的な操作規程を制定し、かつ国家税務総局(国際税務司)へ届出ることができる。